

埼玉県企業局総合評価審査会設置要綱

(趣旨)

第1条 埼玉県企業局が発注する工事及び土木工事委託業務（土木設計業務等及び測量、地質調査に類する業務）に関し、価格に加え価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する方式（以下「総合評価方式」という。）における技術提案等に対し、中立かつ公正な審査・評価等を行うため、埼玉県企業局総合評価審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(審査会の事務)

第2条 審査会は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2に基づき、埼玉県企業局が行う総合評価方式に関する次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 個々の工事及び土木工事委託業務について、埼玉県総合評価方式活用ガイドラインに基づき審査し、意見を述べること。
- (2) 落札者を決定しようとする事に対し意見を述べること。（(1)の審査会において、必要があると判断されたものに限る。）
- (3) その他、審査会が特別に定める事項に関する事。

(審査会の構成等)

第3条 執行予定額が2億円以上の工事及び2千万円以上の土木工事委託業務について前条の事務を行うため、大規模工事・土木、大規模工事・建築、大規模工事・設備の各ブロックに審査会を設置する。2億円未満の工事及び2千万円未満の土木工事委託業務について前条の事務を行うため、企業局ブロック審査会を設置する。

なお、2億円未満の工事及び2千万円未満の土木工事委託業務であっても発注機関の依頼により大規模工事審査会長が了承した場合は大規模工事に係る各ブロック審査会において、前条の事務を行うことができるものとする。

- 2 各ブロックの審査会の構成は、別紙1のとおりとし、それぞれに審査員の中から審査会長及び審査会副会長を置く。また、審査会へ意見を述べるため審査員とは別に、学識経験者を置く。
- 3 審査会に、専門の部門に関して意見の聴取等の必要があるときは、専門員を置くことができるものとし、当該部門における専門の学識や経験を有する者を、審査会長が選任する。
- 4 学識経験者は、代理人をたてることができる。

(審査会長の職務)

第4条 審査会長は、会務を総理し審査会を代表する。

- 2 審査会長に事故があるときは、審査会副会長がその職務を代理する。

(審査会の開催)

第5条 審査会は、必要に応じて開催するものとし、審査会長が招集する。ただし、企業局ブロック審査会は企業局長が招集する。

- 2 審査会は、審査員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 審査会の審議は原則非公開とする。ただし、審査会が公開する旨を決定した場合は、この限りではない。

(除斥)

第6条 審査員、学識経験者及び専門員は、第2条(2)の事務に関しては、自己又は三親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

- 2 審査案件を提出する発注機関の審査員は、議事に参加できないものとする。

(守秘義務)

第7条 審査員、学識経験者及び専門員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事務局)

第8条 大規模工事・土木、大規模工事・建築、大規模工事・設備の各ブロックの審査会の事務局は、総務部入札課に置く。企業局ブロック審査会の事務局は、企業局財務課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営その他必要な事項は、埼玉県企業局総合評価審査会が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年7月17日から施行する。

別紙 1

埼玉県企業局総合評価審査会と学識経験者の構成

大規模工事・土木 ◎ 技術評価幹 ○ 総合技術幹 ・ 総合技術幹 ・ 主席工事検査員（農林） ・ 主席工事検査員（企業局） ☆ 国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所長 ☆ 国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所長
大規模工事・建築 ◎ 技術評価幹 ○ 総合技術幹（建築） ・ 総合技術幹（設備） ・ 営繕課長 ・ 営繕・公園事務所長 ☆ 国土交通省関東地方整備局営繕部営繕調査官 ☆ 国土交通省関東地方整備局東京第一営繕事務所長
大規模工事・設備 ◎ 技術評価幹 ○ 総合技術幹（設備） ・ 設備課長 ・ 行田浄水場長 ・ 荒川左岸南部下水道事務所長 ☆ 国土交通省関東地方整備局河川部上下水道調整官 ☆ 国土交通省関東地方整備局営繕部官庁施設管理官
企業局ブロック ◎ 主席工事検査員 ○ 水道企画課長 ・ 大久保浄水場長 ・ 行田浄水場長 ・ 副主席工事検査員 ☆ 独立行政法人水資源機構 CS 推進室 室長 ☆ 独立行政法人水資源機構 技術管理部 設備保全課長

◎：審査会長 ○：審査会副会長 ・：審査員 ☆：学識経験を有する者